

平成23年4月6日

参考資料

県内で生産された農産物の放射能濃度について

神奈川県内で生産された農産物（ホウレンソウ、コマツナ及びキャベツ）の放射能濃度について、農林水産省消費・安全局の協力を得て検査を実施したところ、測定値はいずれも食品衛生法上の暫定規制値を下回るものであり、食べても健康に影響を与えるものではありません。

(採取日：4月5日)

農産物の種類（産地）		核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム
ホウレンソウ(川崎市)	露地	150	21.9
ホウレンソウ(厚木市)	〃	240	175
ホウレンソウ(海老名市)	〃	86	25.5
コマツナ(海老名市)	〃	47	98
キャベツ(平塚市)	〃	不検出	不検出

※ 検査機関：民間分析機関

【参考】

○ 食品衛生法上の暫定規制値

放射性ヨウ素（野菜類） 2,000Bq/kg

放射性セシウム（野菜類） 500Bq/kg

※ 暫定規制値は、原子力安全委員会が示した指標値を厚生労働省が暫定規制値としたものです。

- 暫定規制値の2,000Bq/kgの放射性ヨウ素が検出されたホウレンソウを、生で1kg(1,000g)食べた場合の人体への影響は、胃のエックス線集団検診を1回受診した場合の人体への影響の約1/19です。
国民健康・栄養調査(平成20年)によると、ホウレンソウの1日あたりの平均摂取量は、18.2gです。

(問い合わせ先)

神奈川県食の安全・安心推進会議

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

課長 菊池 045-210-4420 (ダイヤル)

副課長 船橋 045-210-4421 (ダイヤル)